

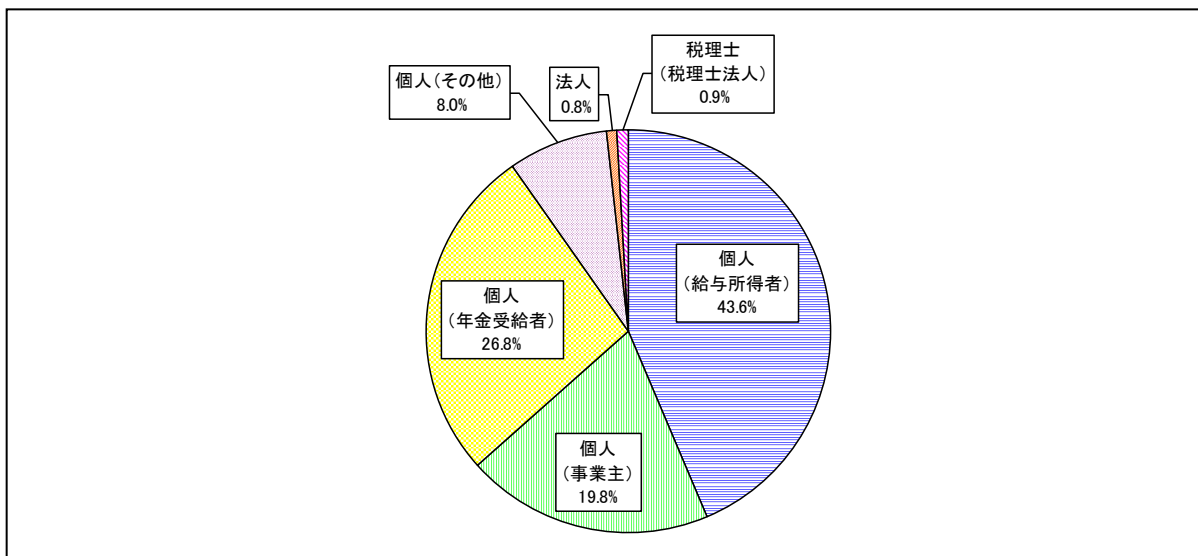
国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用に関するアンケートの実施結果について

国税庁では、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を皆様にとって利用しやすいシステムにしていきたいと考えております。

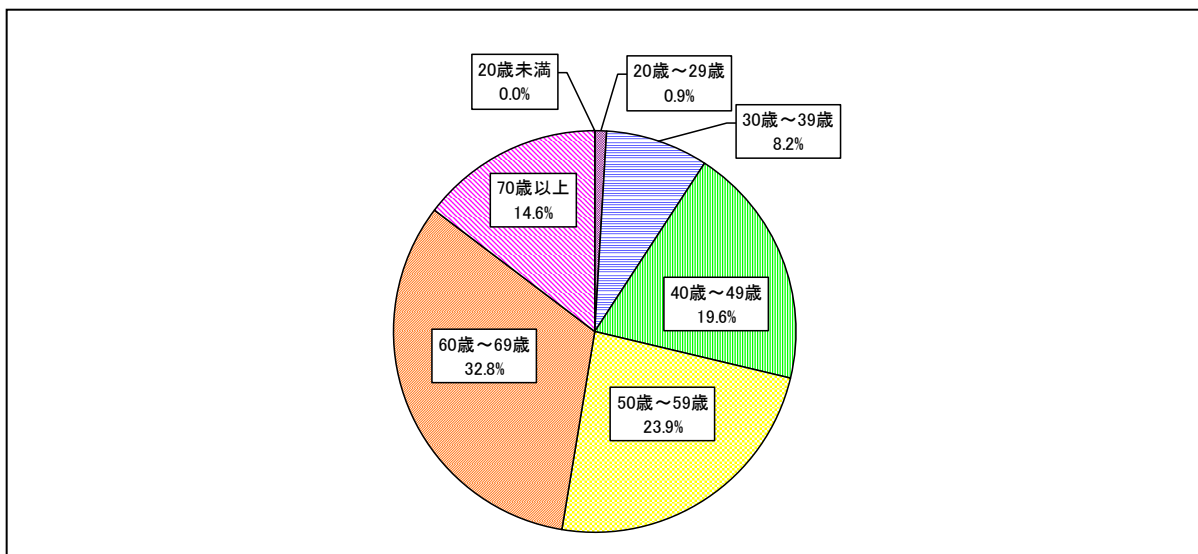
そこで、今後のシステム開発や運用等の参考とさせていただくため、e-Tax ホームページ及び確定申告書等作成コーナーにおいて、アンケートを実施しているところですが、平成 27 年 2 月から 5 月にかけて、45,899 件のご回答をいただきました。

アンケートにご協力いただきました皆様には、厚くお礼申し上げます。

1. アンケート回答者の内訳

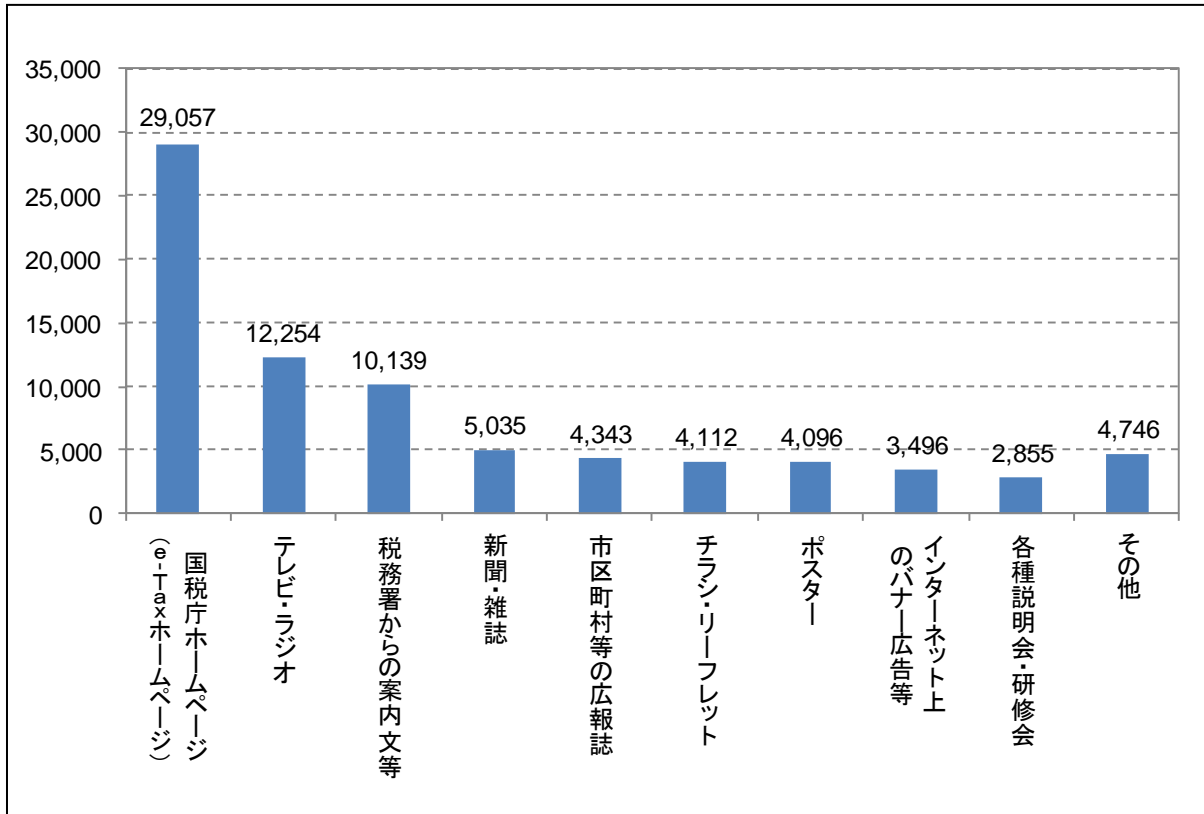


2. アンケート回答者の年齢（個人の方）



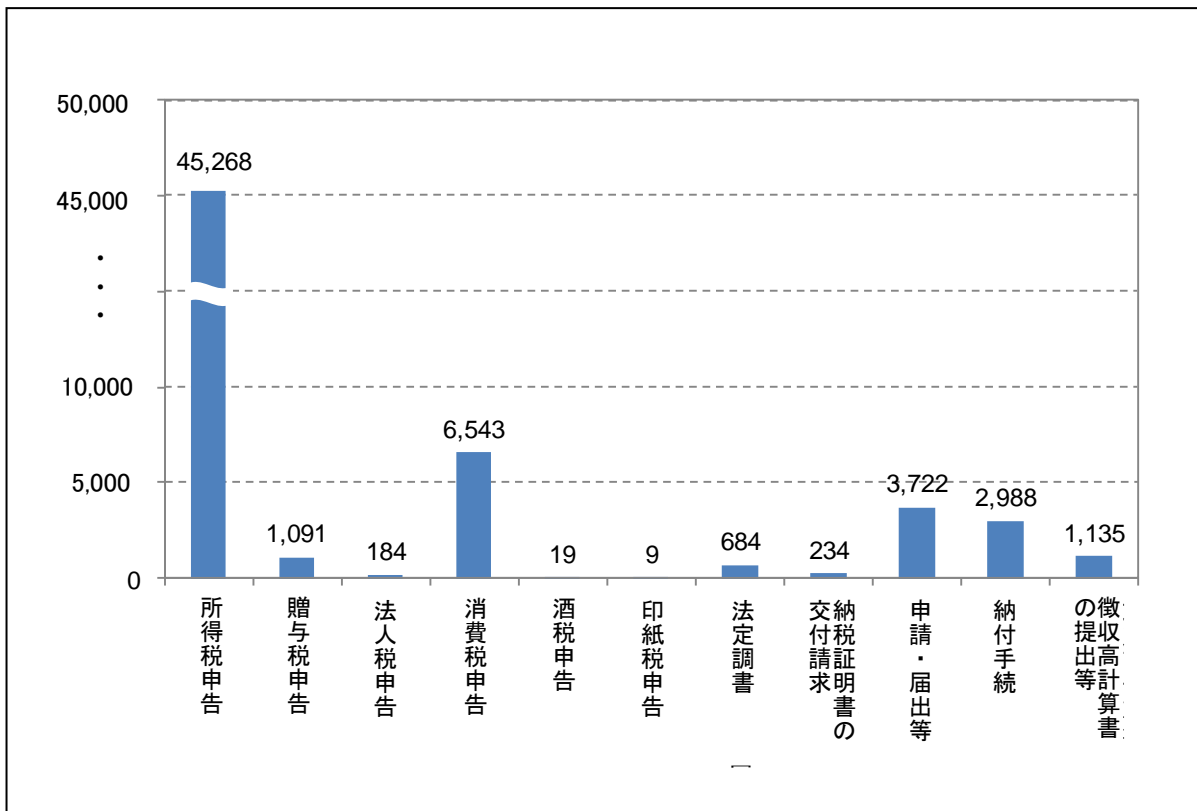
3. e-Tax や確定申告書等作成コーナーをどのようにして知りましたか<複数回答>

(件)



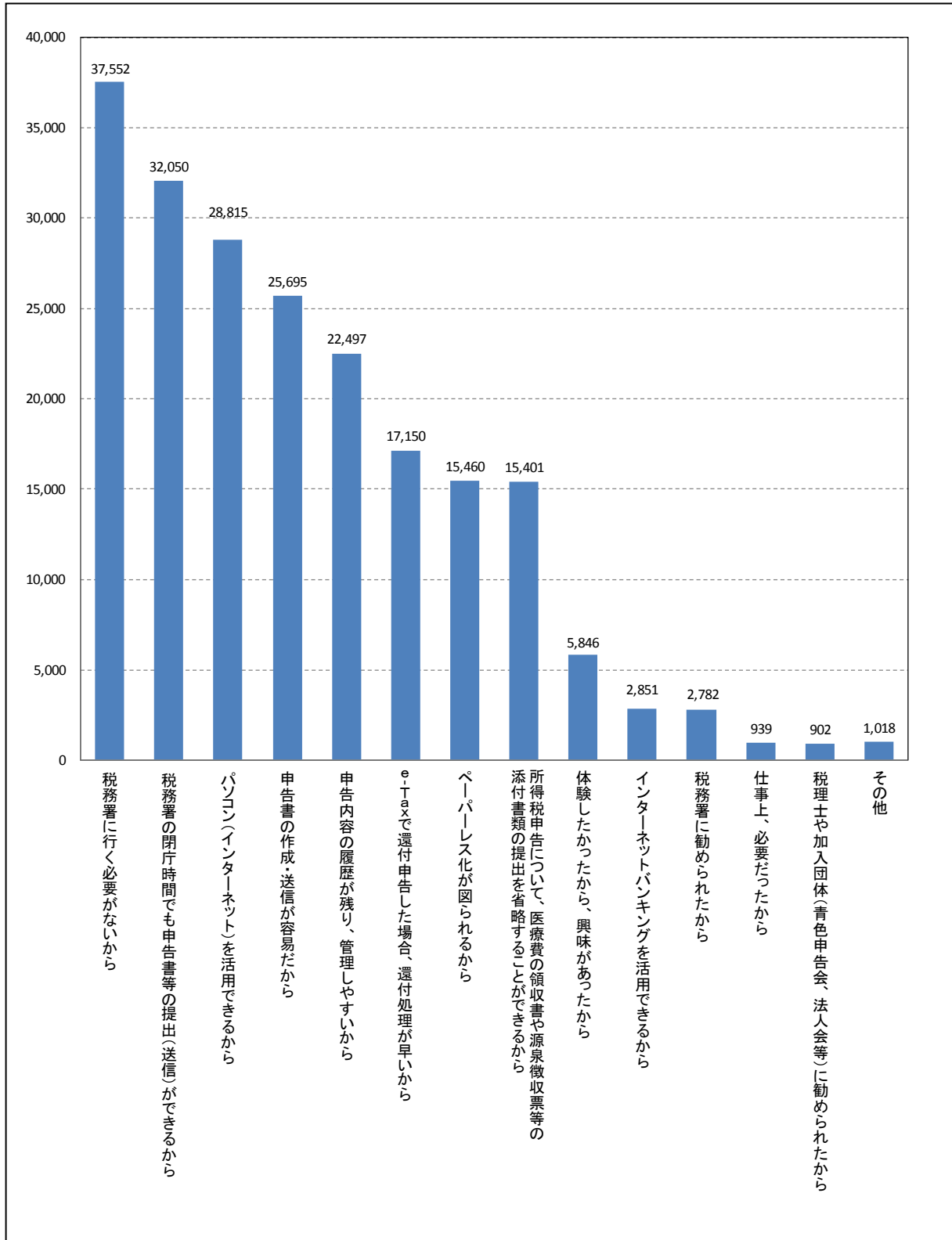
4. 利用した手続<複数回答>

(件)



5. 利用しようと思った理由<複数回答>

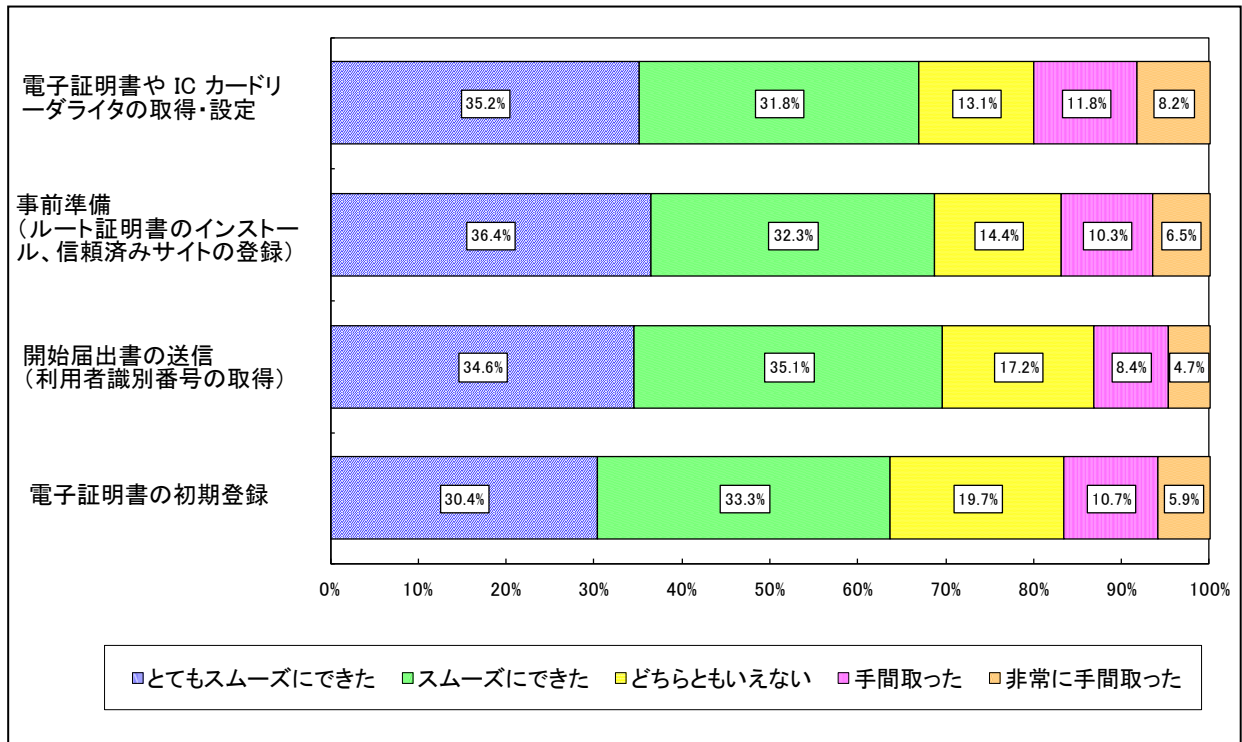
(件)



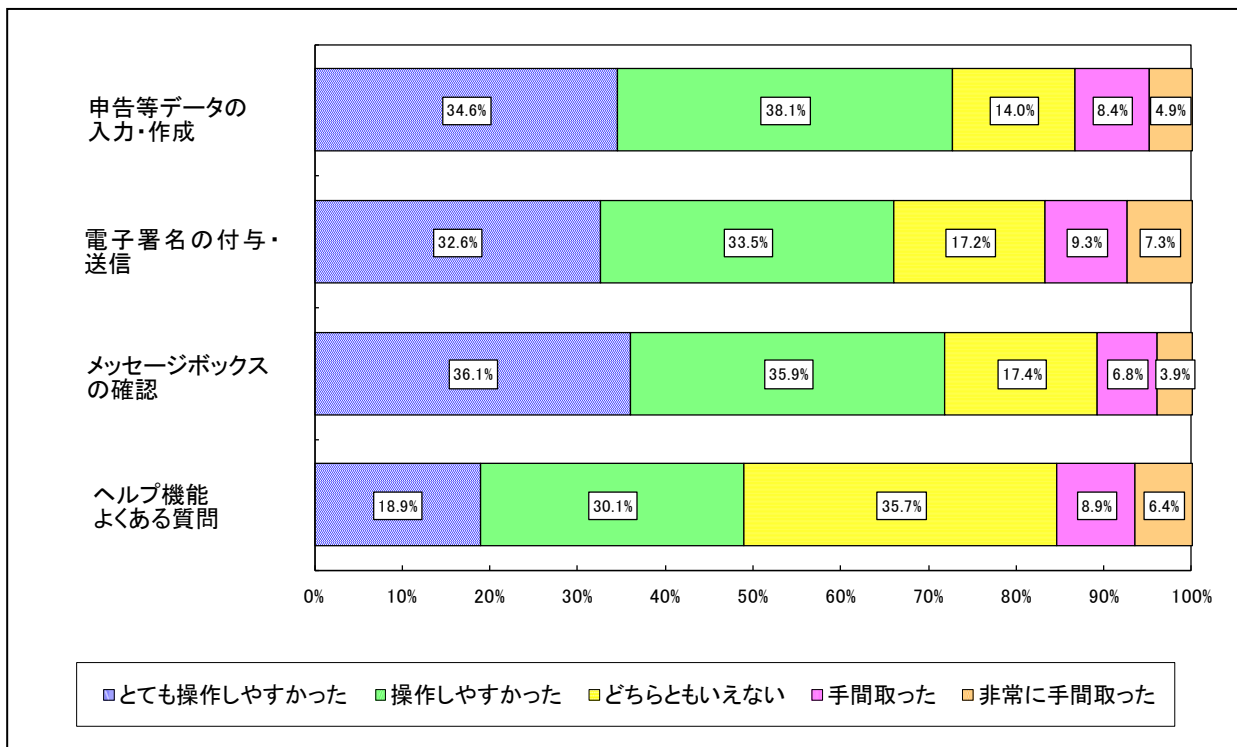
【その他の主な回答】

- ・ 計算ミスや転記誤りなどを防止できるため
- ・ 過去にe-Taxを利用したデータを引き継いで、申告等を作成することができるため

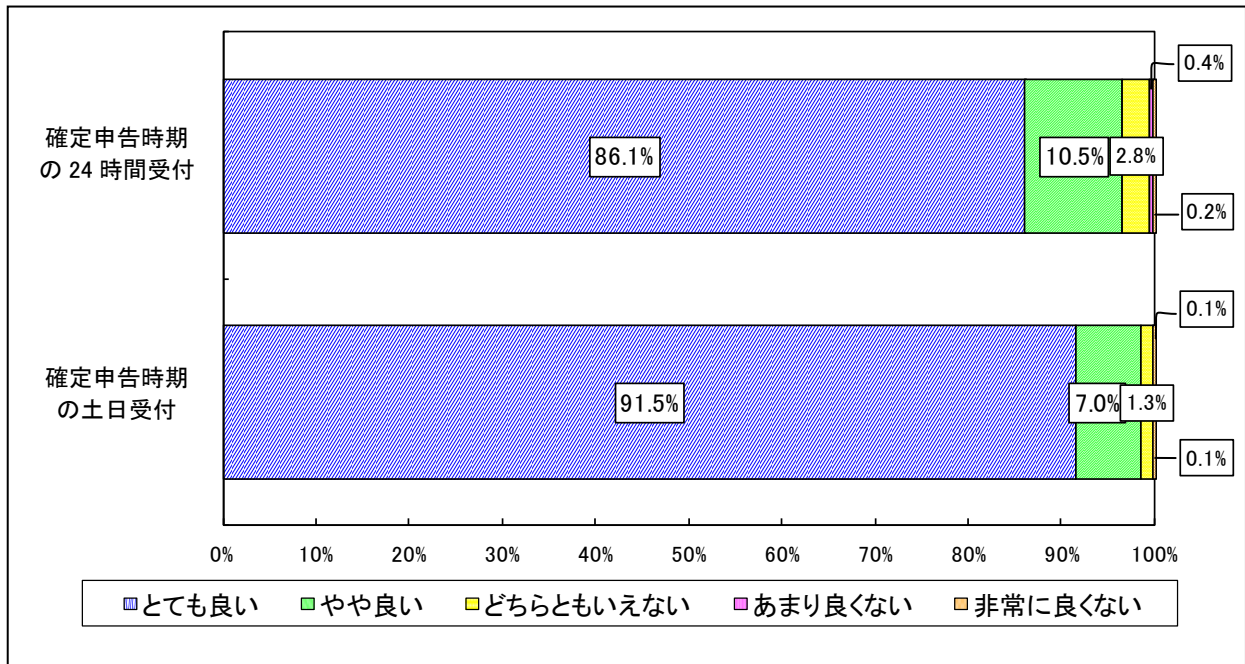
6. 事前手続について



7. 操作のしやすさについて



8. 確定申告時期における受付（送信可能）時間の延長について

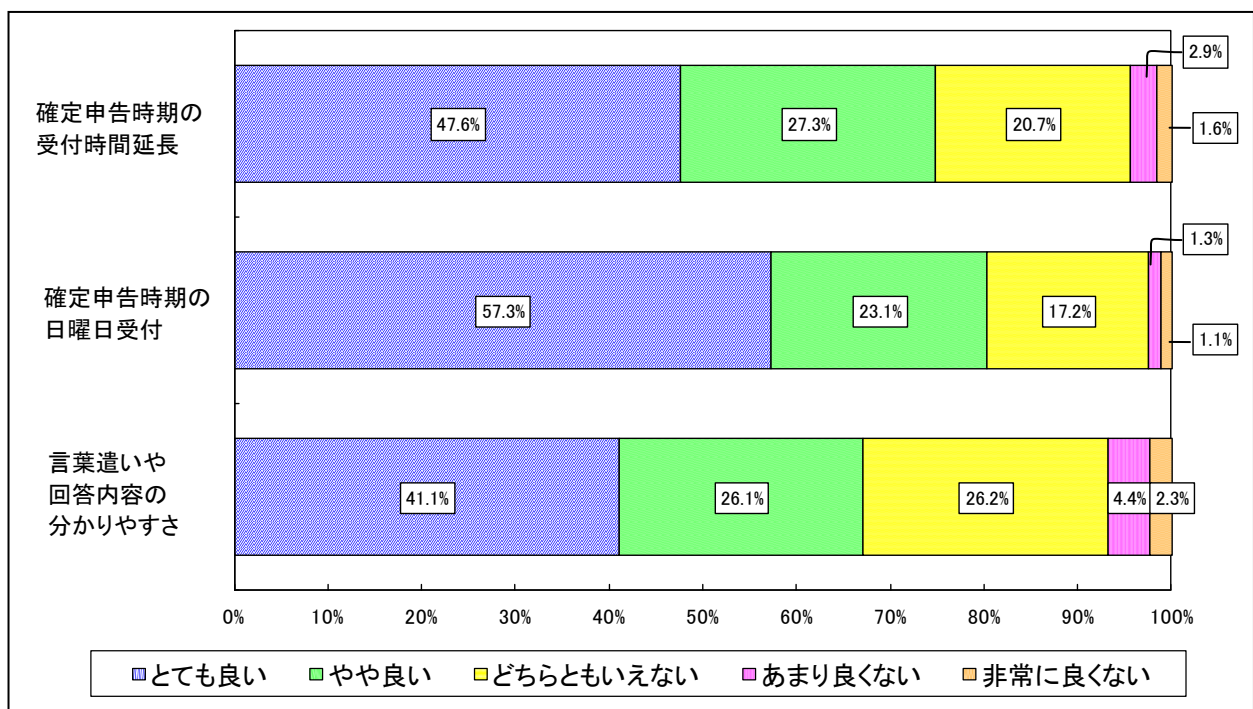


【e-Tax 受付時間】

確定申告時期以外の通常時期：月曜日から金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く。）
8時30分～24時

確定申告時期：24時間

9. ヘルプデスクについて



【ヘルプデスクの受付時間】

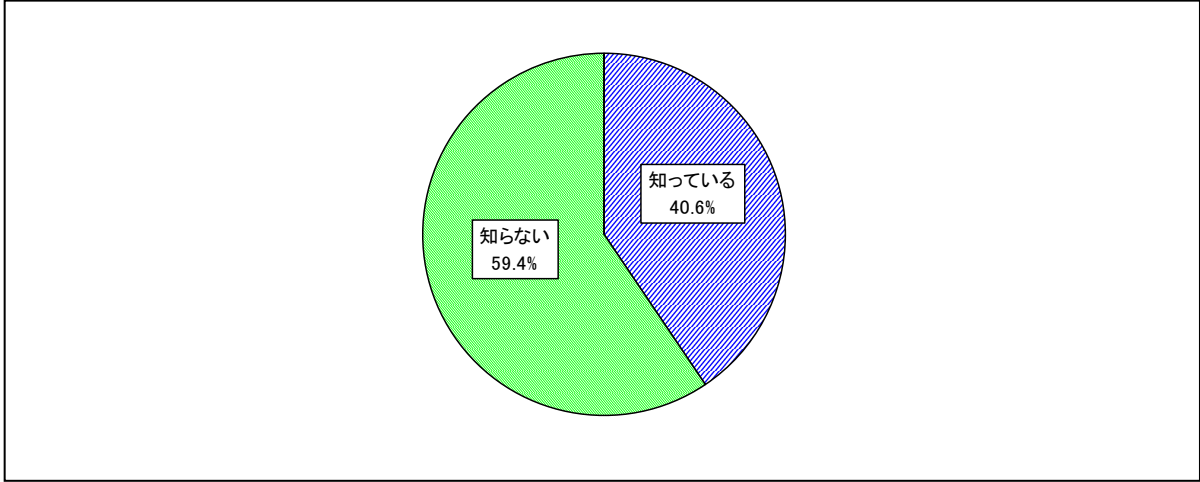
確定申告時期以外の通常時期：月曜日から金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く。）
9時～17時

確定申告時期：月曜日から金曜日（祝日を除く。）及び日曜日 9時～20時

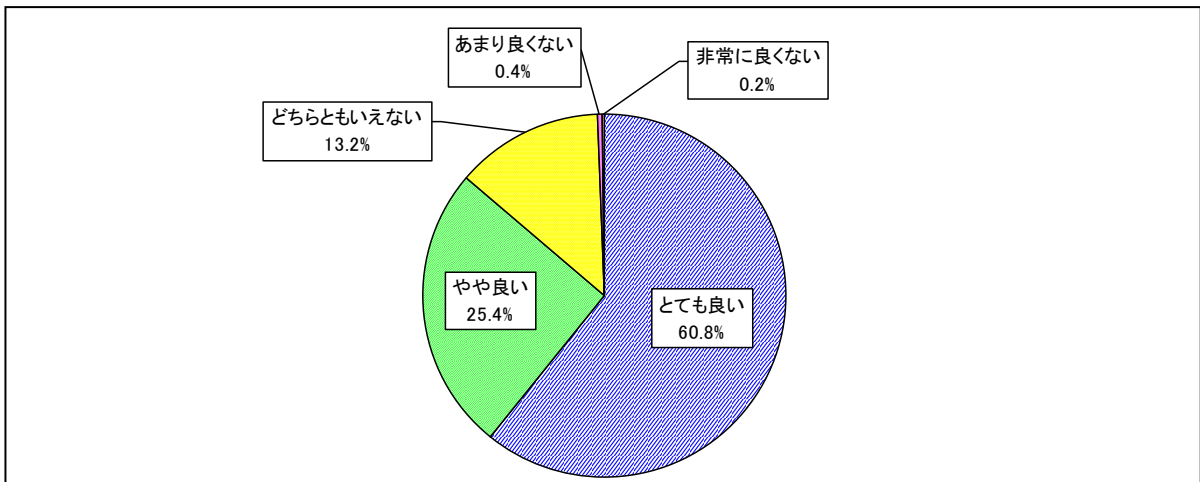
10. e-Tax を利用した還付申告の処理期間の短縮について

e-Tax を利用した所得税の還付申告については、処理期間を3週間程度に短縮していますが、平成26年1月から、自宅等から1月・2月にe-Taxで所得税の還付申告をした場合は、2～3週間程度で還付処理を行っています。

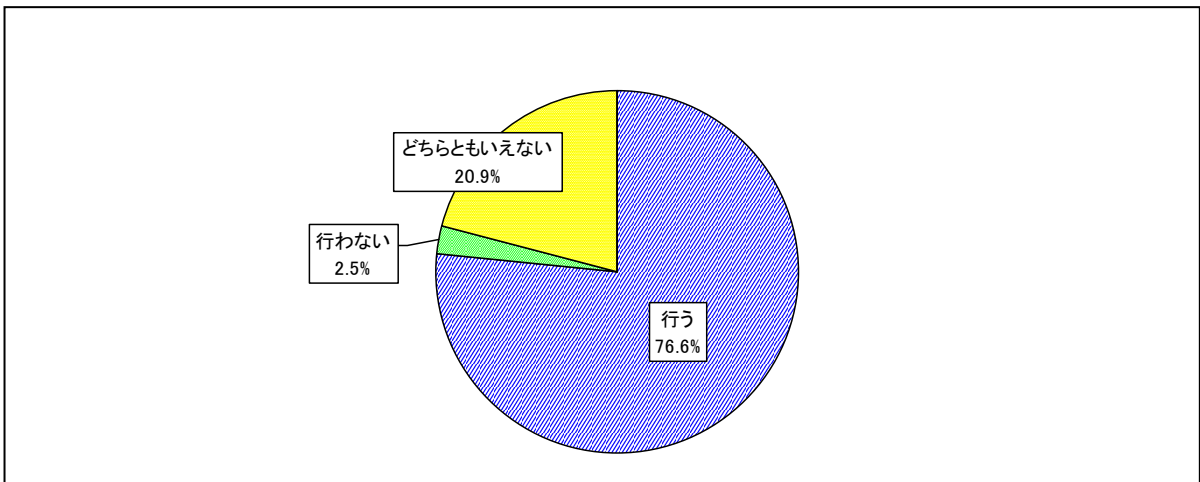
(1) この取組をご存じでしたか



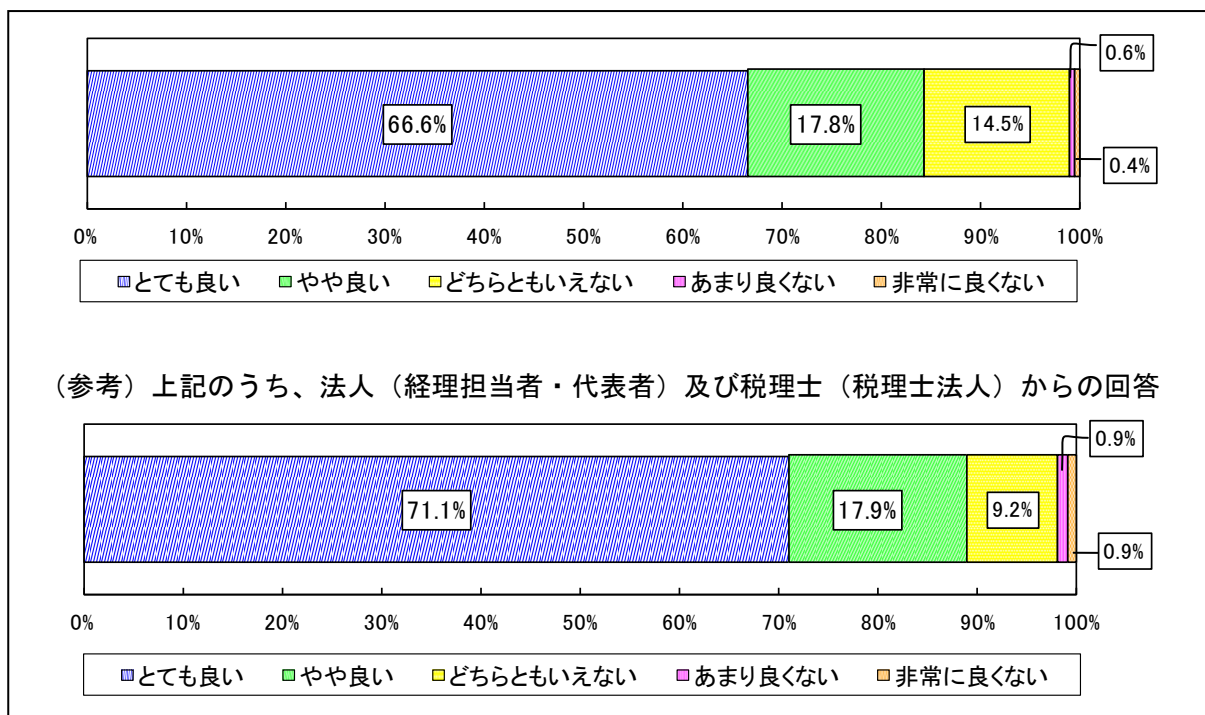
(2) この取組について、どのように思いますか



(3) 翌年の所得税の申告が還付申告となった場合、自宅等から1月・2月にe-Taxを利用して申告を行いますか



11. 確定申告時期以外の通常時期の e-Tax の受付（送信可能）時間の延長について

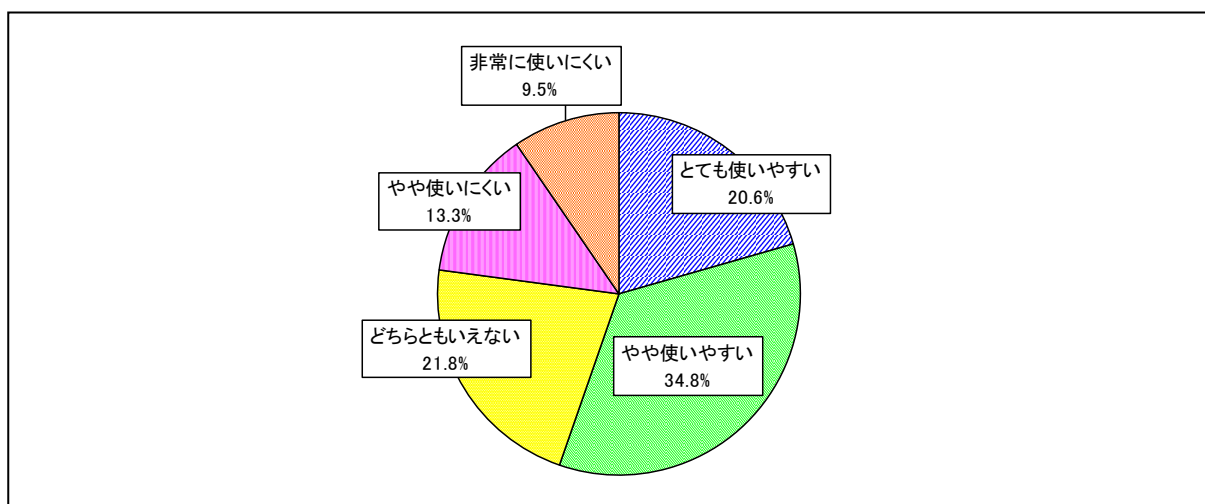


【e-Tax 受付時間】

確定申告時期以外の通常時期：月曜日から金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く。）
8時30分～24時

確定申告時期：24時間

12. e-Tax ソフト（WEB版）について



(注) e-Tax ソフト(WEB版)で、所得税徴収高計算書や法定調書の提出などをご利用いただいた方にご回答をいただいております。

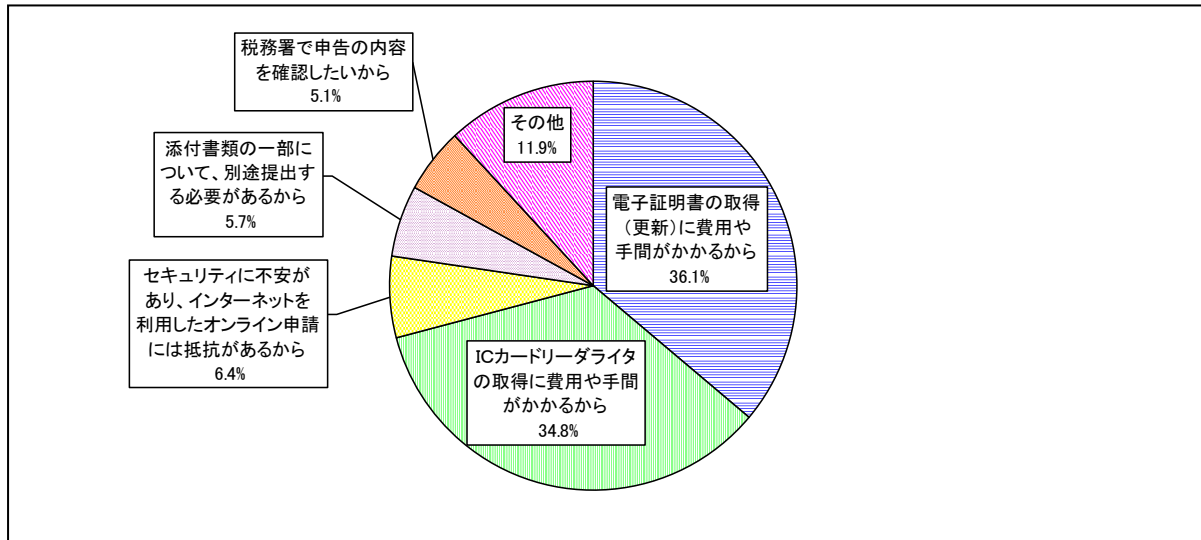
e-Tax ホームページの「e-Tax ソフト (WEB版)」では、画面の案内に従って必要項目を入力することにより、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書」、「給与等の所得税徴収高計算書」及び「納税証明書交付請求」等の作成、送信を行うことができます。

【e-Tax を利用されていない方へのアンケート】

アンケートについては、e-Tax を利用されていない方からも、ご回答をいただいております。この結果は次のとおりです。

ご協力いただいた皆様には、厚くお礼申し上げます。

e-Tax を利用していない（又は利用をやめた）理由



【主なご要望】

1 e-Tax を利用するための事前準備について

<ご要望> 電子証明書の取得や登録などの手続きが面倒なので改善してほしい。

<回 答> 平成 28 年 1 月からは、電子証明書が標準搭載された個人番号カードが市区町村窓口において無料で取得できるようになりました。

なお、平成 27 年度税制改正で決定された「e-Tax の新たな認証方式」については、「平成 28 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 12 月閣議決定）において、日本年金機構における個人情報流出問題を契機として、行政機関等がオンライン手続により利用者から個人番号の提供を受ける際のセキュリティ対策が重要視されていることを踏まえ、納税者利便にも配慮しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施することとされました。（平成 27 年 12 月追記）

2 添付書類の提出について

<ご要望> 書面で提出が必要な添付書類をイメージデータで提出できるようにしてほしい。

<回 答> 利用者の皆様のご要望も踏まえて、e-Tax で申告等を行う際、別途書面で提出が必要な添付書類について、イメージデータによる提出を可能とします。

法人税関係等手続については、平成 28 年 4 月から、登記事項証明書、売買契約書の写しや出資関係図などの添付書類をイメージデータにより提出することが可能となります。

なお、所得税関係等手続については、平成 29 年 1 月から、対応する予定です。

（参考）

所得税等の確定申告書については、「給与所得の源泉徴収票」や「医療費の領収書」などの第三者作成の添付書類の提出省略制度を設けています。対象範囲等については、e-Tax ホームページ「[よくある質問 \(Q&A\)](#)」をご覧ください。

3 説明の分かりやすさについて

<ご要望> e-Tax の操作をもっと分かりやすく簡潔に説明してほしい。

<回 答> 利用者の皆さまにとって、e-Tax が簡単に操作できるように、操作画面のレイアウトやよくある質問などの改善を図ってきたほか、特に質問の多い事項については、操作説明の動画を掲載していますが、いただいたご要望を踏まえて、今後もより分かりやすくなるよう努めていきます。

いただいたご要望につきましては、今後のシステム開発や運用等の改善を進めていく際の参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。